

平成27年度

補助金名：甌島輸送支援協議会補助金

評価表

NO.

2

所管部課名	企画政策部 甌はひとつ推進室							
事務事業名	甌島輸送支援事業							
根拠法令	離島活性化交付金事業実施要綱、甌島戦略産品海上輸送費補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成27年度 予算額	24,350 千円	国県支出金 12,175 千円	その他 千円	一般財源 12,175 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	新規雇用者数		2	平成27年度				
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市甌島輸送支援協議会							
補助対象経費	薩摩川内市甌島輸送支援協議会委員が戦略産品（魚介類、水、飲料）を本土に輸送する経費							
補助対象事業・活動の内容	甌島地域における新たな雇用の創出及び労働需要の増加に寄与するため、戦略産品の本土への海上輸送費の補助を行うもの							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	海上輸送費の2／3以内							
上記項目の積算方法	国の要綱に規定されたものである。							
補助を受ける事業（団体）等の経過3年間の決算状況	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		4,779,359	33.3%	7,555,681	33.3%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			4,779,359	33.3%	7,555,681	33.3%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			9,558,706	66.7%	15,111,332	66.7%
		市負担金				0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		14,338,065	100.0%	22,667,013	100.0%
	支出	事業費			14,338,065	100.0%	22,667,013	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
計		0		14,338,065	100.0%	22,667,013	100.0%	
支出計/前年度支出計						158.1%		
自己資金/前年度自己資金						158.1%		
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				1		1		
成果指標の推移①				0		1		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】なし（平成25年度創設） 【今年度改善点】地方からの要望の声が大きかった「戦略産品の原材料等の本土からの移入経費」についても補助の対象となった。（9月補正対応のため上記平成27年度予算額には含まれていない）							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	甑島地域の重要産品の本土輸送の経費の一部を補助するものであり、補助を受ける者のみならず、間接的に地域経済の浮揚に寄与するものである。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当 離島であるが故に、本土輸送のための経費がまさしく地域的ハンディを有するため、国の制度を活用し競争力を向上させるためのものである。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	過疎化、高齢化の進行が本土部とは比較にならないため、雇用者の現状維持に留まっている状況である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	離島活性化交付金の制度上、行政も含めた協議会方式での運営が定められている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	国、自治体の補助率は、国が制度上定めたものである。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	3年間の期間限定の事業である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	C	当該事業のためだけに組織された団体である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	平成25年度に改正された離島振興法で制度化された事業であり、より効果的な事業となるよう、国、関係機関との調整を行っていききたい。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	海上輸送費の一部補助として、事業内容を対象事業者に周知すると共に、精査を行っているところである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	《上記方向の理由》 現行の3年間の期間限定事業では十分な効果が期待できないことから、関係団体、県等と連携し、制度の改正を要望していきたい。		《今後の改革の方向性》 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

甌島戦略産品海上輸送費補助金交付要綱

平成25年 9月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、薩摩川内市が戦略産品として指定した品目（以下「戦略産品」という。）を甌島から本土に移出する際の海上輸送費に対して、薩摩川内市甌島輸送支援協議会（以下「協議会」という。）が補助することにより、甌島地域における新たな雇用の創出及び労働需用の増加に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 甌島戦略産品海上輸送費補助金（以下「補助金」という。）は、戦略産品を甌島から本土に移出した協議会委員に対して交付するものとする。

なお、この場合において、戦略産品ごとの日付、輸送区間、輸送費を出荷伝票、荷受書等で客観的に確認できることを要件とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、海上輸送費の3分の2以内とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする協議会委員（以下「申請者」という。）は、甌島戦略産品海上輸送費補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、協議会会長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、甌島戦略産品海上輸送費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

(不交付決定)

第6条 会長は、第4条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが不適当と認めたときは、甌島戦略産品海上輸送費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第7条 会長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年 9月30日から施行する。